

## 資料5

## 「姫路市再犯防止推進計画」について

## 1 姫路市再犯防止推進計画

## (1) 計画の位置づけ

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、再犯者数の減少を上回るペースで初犯者数が減少し続けているため、再犯者率は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

姫路市では、法の趣旨を踏まえ、市民だれもが安全・安心を実感できるまちづくりの実現に向け、法に規定する「地方再犯防止推進計画」として、令和4年3月に「姫路市再犯防止推進計画」を策定しました。そして、計画を推進することによって、市内の様々な事業に再犯防止（犯罪をした人等の社会復帰促進）の視点を反映させ、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

## (2) 再犯の現状

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(平成23年～令和2年)

単位：人

年次	検挙人員	再犯者		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成23	305,631	171,907	133,724	43.8%
24	287,021	156,944	130,077	45.3%
25	262,486	139,848	122,638	46.7%
26	251,115	132,734	118,381	47.1%
27	239,355	124,411	114,944	48.0%
28	226,376	116,070	110,306	48.7%
29	215,003	110,229	104,774	48.7%
30	206,094	105,493	100,601	48.8%
令和元	192,607	98,640	93,967	48.8%
2	182,582	92,915	89,667	49.1%

(法務省法務総合研究所編 令和3年版 犯罪白書より)

### (3) 基本方針

犯罪をした人等が円滑に社会の一員として復帰できるように支援することは、犯罪被害を防止し、安全で安心な社会の実現につながります。再犯防止推進法の基本理念を踏まえ、犯罪をした人等を含め市民だれもが安心して穏やかに暮らせるように、次の4つを基本方針として設定しました。

#### 基本方針

#### ① 誰一人取り残さない

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現を

#### ② 切れ目のない指導及び支援

犯罪をした人等が、刑事司法手続から地域社会への復帰後においても、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導や支援を受けられるように

#### ③ 効果的な施策

犯罪や非行の実態を踏まえ、既成の施策の効果検証や民間団体その他関係者の意見聴取を行うなど、社会情勢に応じた効果的なものとなるように

#### ④ 広く市民の関心と理解を醸成

犯罪をした人等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力だけでなく、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要

### (4) 重点課題

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐の分野にわたることから、再犯防止推進法に規定する基本的施策に基づき、次の5つを重点課題としました。これらの課題は相互に密接に関係していることから、総合的に施策を推進していく必要があります。

- ① 就労・住宅の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化等のための取組

### (5) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、今後の社会情勢の変化や国の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて適宜見直します。また、各施策については、定期的に進捗状況の確認を行い、実施の推進を図っていきます。

#### 【担当・問い合わせ】

姫路市市民局市民参画部 市民活動推進課 (電話：079-221-2737)